



## こんなお悩み、ありませんか？ もしかして下請法違反かも・・・

注文書は必ず発行してもらえますか？ 約束した日までに代金は全額支払われていますか？ 発注後に値引きを要求されたことはありますか？ 貴社が取引先（発注者）との間で抱えている悩みごと・困りごとは、もしかしたら取引先による下請法違反行為かもしれません。 このシートを使って、チェックしてみましょう。

※ 下請法上の親事業者・下請事業者の範囲については、次の図をご覧ください。

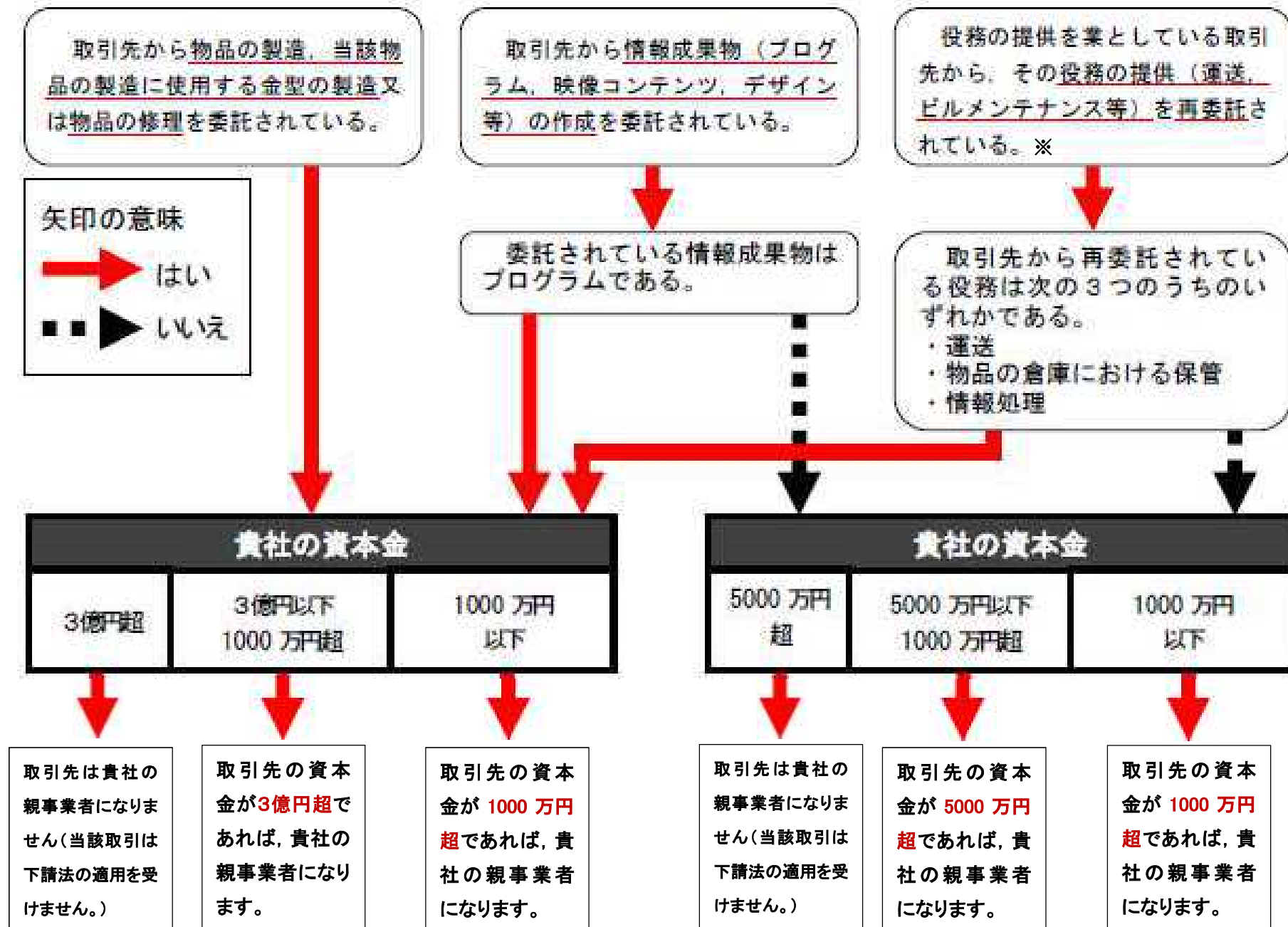
- ☐ 取引先は、**労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性**について、価格の交渉の場において**明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。**
- ☐ 取引先は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、**価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。**
- ☐ 取引先は、**発注の都度**、直ちに、注文書を**交付していない**（例：納品時に注文書を渡されることがある。）。
- ☐ 取引先は、**締切日から30日（1か月）以内に**下請代金を**全額支払っていない**（例：毎月末日納品締切・翌々月5日支払＝1か月超）
- ☐ 取引先は、「歩引き」、「協力費」、「割引料」、「手数料」などとして、**当社に責任（落ち度）がないのに、下請代金を減じる。**
- ☐ 取引先は、発注後に発注内容を変更した場合、**追加費用が発生**したにもかかわらず、その費用を**負担しない。**

1つでもチェックが付いた場合には、**取引先が下請法に違反している可能性**があります。公正取引委員会では下請

法に関する疑問・質問にお答えいたします。フリーダイヤル**0120-060-110**をご利用ください。



## 下請法上の親事業者・下請事業者の範囲



※ 建設業者が請け負う建設工事の全部又は一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、役務提供委託に該当しません。

※ 下請法の適用を受けない取引の場合であっても独占禁止法（優越的地位の濫用）に違反する可能性があります。お問い合わせは中部事務所取引課（052-961-9423）まで。